

報告第3号

専決処分(専決第10号 公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年5月1日提出

備前市長 吉村 武司

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和5年3月31日

備前市長 吉村 武司

専決第10号 公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(令和5年備前市条例第23号)

令和5年備前市条例第23号

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例(平成17年備前市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ」を「給与(備前市職員の給与に関する条例(平成17年備前市条例第57号。以下「給与条例」という。)第2条に規定する給与をいう。以下同じ。)の」に改める。

第5条中「備前市職員の給与に関する条例(平成17年備前市条例第57号)」を「給与条例」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第3号参考資料

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例改正前後対照表

改正後	改正前
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給与(備前市職員の給与に関する条例(平成17年備前市条例第57号。以下「給与条例」という。)第2条に規定する給与をいう。以下同じ。)の100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(職務に復帰した職員に関する備前市職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する給与条例</p> <p>第27条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ 100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(職務に復帰した職員に関する備前市職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する備前市職員の給与に関する条例(平成17年備前市条例第57号)第27条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p>